

受託業務等に係る人件費単価規定

第1条（目的）

この規定は、弊社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（目的）

受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事業により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注者と当社との間で協議することとする。

第3条（そのほかの経費）

労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

第4条（協議）

この規定で定められていない事項については、協議を行い取締役会の承認により定める。

第5条（制定・改廃）

この規定の制定・改廃は、取締役会の承認によるものとする。

表1 受託単価規準（単位：円、税抜）

職種	基準時間単価
取締役・執行役員級以上	10,000
統括マネージャー以上（部長級）	7,500
マネージャー以上（課長級）	5,500
チーフ以上（係長級）	4,500
リーダー以上（主任級）	3,500
その他	2,500

以上

2023年3月27日制定適用
株式会社ケイオーパートナーズ
代表取締役 富田治敏

